



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

号外第3号 令和5年3月1日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
64	令和5年度前期技能検定を実施する件	産業人材育成センター
65	令和5年度随時技能検定を実施する件	同

徳島県告示第六十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和五年度前期技能検  
定を次のとおり実施する。

令和五年三月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和五年七月九日（日曜日）	令和五年六月六日（火曜日）から同年九月十日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和五年九月十一日（月曜日）から同年十一月十五日（水曜日）まで）	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十五歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四十条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十五歳未満の被保険者」という。）が二級又は三級を受ける場合にあつては、六千百円） その他の職種 一万八千二百円（二十五歳未満の被保険者が二級又は三級を受ける場合にあつては、九千二百円）
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に限る。）、塗装（木工塗装、建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和五年八月二十日（日曜日）				
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に限る。）、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に限る。）	一級及び二級	令和五年八月二十七日（日曜日）				三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（二十五歳未満の被保険者が

<p>園芸装飾、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。）、表装（壁装に限る。）、フラワ―装飾</p>	<p>一級及び二級 令和五年九月三日（日曜日）</p>	<p>受ける場合にあつては、 二千九百円）</p>
<p>枠組壁建築、塗料調色</p>	<p>単一等級</p>	

二 受検申請書の提出期間

令和五年四月三日（月曜日）から同月十四日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十四日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。

徳島県告示第六十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和五年度随時技能検  
定を次のとおり実施する。

令和五年三月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、 鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニ ウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカス ト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント 配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニッ ト製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具 製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建 具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プ ラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施 工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、と び、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、 鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内 装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエル ポイント施工、表装、塗装、工業包装	三級及 び基礎 級	徳島県職業能力開発協会が別 に指定する日		徳島県職業能 力開発協会が 別に指定する 場所	三千百円	機械検査及び婦人子供服製 造 一万五千百円 その他の職種 一万八千二百円
さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工 、建築板金（内外装板金に限る。）、工場板金、 めっき（電気めっきに限る。）、仕上げ（機械組 立仕上げに限る。）、機械検査、電子機器組立て 、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る	二級					

）。冷凍空調和機器施工、ニット製品製造（靴下製造に限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（貼箱製造に限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工（石材加工に限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事及びカーテン工事に限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に限る。）、工業包装

## 二 受検の制限

二級の受検については受検しようとする職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り、三級の受検については受検しようとする職種に係る基礎級に合格した者に限り、受検することができる。

## 三 受検申請書の受付期間

随時受け付ける。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 四 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

## 五 受検申請書の用紙の配布

受検申請書の用紙は、徳島県職業能力開発協会が配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

## 六 その他

この検定の詳細については、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。